火災予防条例の改正により
設置義務のなくなった消防用設備等の管理について

横須賀市消防局

火災予防条例の改正により設置義務のなくなった消防用設備等については、消防法による点検・報告義務はなくなりますが、以下の点にご注意ください。

◎引き続き消防用設備等を使用される場合

消防用設備等を適正に管理しないと、いざという時に使用できず、火災の拡大や逃げ遅れなど、大きな被害につながることもあります。（44名の犠牲者を出す痛ましい火災事故となった平成13年9月の新宿歌舞伎町での雑居ビル火災では、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具などの消防設備の維持管理が適正に行われていませんでした。）

いざというときに消防用設備の機能を十分に発揮できるよう、定期的に整備等を行い、適正に維持管理していただくようお願いします。

◎消防用設備等を使用する予定がない場合

消防用設備等を放置しておくと、老朽化が進み、腐食劣化等による配管や水槽などからの水漏れなどが発生する場合があります。また、消火器の破裂、消火用ボンベからのガスの漏えいなど、人的被害を伴う事故が発生する恐れもあります。（裏面の事故事例をご参照ください。）

このようなことを考えますと、消防用設備等の使用予定がない場合は、できるだけ撤去していただくことが望ましいですが、撤去が難しい、撤去まで時間を要する等の場合は、思わぬ事故を防ぐため、安全に十分に配慮して管理していただくようお願いします。

撤去や管理に当たって、電源の遮断や消火用水の抜き取りの良否、消火用ガス容器の撤去・管理方法などについては、専門業者にご相談いただくようお願いします。（判断に迷うことなどがありましたら消防局の下記問合せ先までご相談ください。）

また、思わぬ事故や、使用不能の設備を有事の際に使用してしまうことなどを防ぐため、使用禁止等を表示するなどの措置を併せてお願いします。

問合せ先

消防局予防課	予防係	046-821-6493
中央消防署	予防係	046-820-0121
北消防署	予防係	046-861-3972
南消防署	予防係	046-833-1276

消防用設備等の管理不十分、誤操作等による事故事例

１　大型消火器

消火器を廃棄する際に消火剤を放出させようと操作したところ、**消火器が破裂し顔面を直撃。男性１名が重傷。**（平成 25 年 7 月　岡山県）
廃棄物処理業者が消火器を廃棄処理中、**誤って操作してしまい消火器が破裂。男性１名が死亡。**（平成23年９月　大分県）
雑草の火が堆肥に燃え移ったため消火器で消そうとしたが、放射しなかったので調べていたところ、**古い消火器の底が腐食していて破裂、顔面を直撃。男性１名が死亡。**（平成13年４月　北海道）

老朽化していたために、操作時に内圧が高くなり、底面が抜けるなど容器が破裂する事故が消火器で発生しています。大型消火器でも同様の危険性があります。外面が腐食している大型消火器は、レバーを操作すると大変危険ですので、決して操作しないようにしてください。

なお、廃棄する場合は、事故防止及びリサイクルのため、販売店か専門業者に依頼するようにしてください。

２　二酸化炭素消火設備・粉末消火設備など

機械式立体駐車場の二酸化炭素消火設備の手動起動装置の放出スイッチが何者かにより押され、**二酸化炭素が誤って放出し、当該駐車場に隣接する管理人室に二酸化炭素が漏えい。勤務していた警備員１名が受傷。（中等症）**（平成 23 年 10 月　東京都）
空調設備の工事中、現場事務所に設置されていた二酸化炭素消火設備の電気配線に損傷を与えてしまい、**警報装置が作動しないまま現場事務所に二酸化炭素が放出。事務所に立ち入った作業員１名が死亡。**（平成５年 10 月　東京都）
マンション駐車場の移動式粉末消火設備の定期点検作業中、粉末薬剤の放射試験を行ったところ、**貯蔵容器の溶接部分が破断、破裂。作業員２名が負傷。**（平成 19 年６月　神奈川県）

二酸化炭素消火設備における二酸化炭素の誤放出や、粉末消火設備(移動式)の容器の破裂事故により、死傷者を伴う事故が発生しています。

これらの消火設備（他の不活性ガス消火設備やハロゲン化物消火設備も含みます。）を撤去する場合や、撤去が難しい、撤去まで時間を要する等の場合は、撤去方法や管理方法等について専門業者に相談するようにしてください。